

新たな労使関係構築検討会議開催規程

第 1 趣旨

農林水産省改革の一環として、国民本位の業務を遂行するという基本認識を労使間で共有し、透明性のある健全な労使関係の構築に向けた検討を行うため、新たに、中央の労使関係者で構成される労使関係構築検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

第 2 会議の検討事項

会議においては、次のような事項を検討する。

- (1) 労使間の交渉慣行の点検と必要な見直し
- (2) 地方段階の交渉事項の整理・合理化の在り方
- (3) 労使交渉の透明性確保の在り方
- (4) 現場における労使慣行の点検と必要な見直し
- (5) 労使関係問題特別チームの検討結果を受けた対応方策
- (6) (1)～(5)の検討結果に即した改革の手順
- (7) その他健全な労使関係の構築に向けて必要な事項

第 3 構成員

- (1) 会議は、次のような労使関係者をもって構成する。

当局側：農林水産省

事務次官、大臣官房長、大臣官房秘書課長、同課人事調査官、同課調査官

職員団体側：全農林労働組合中央本部

中央執行委員長、副中央執行委員長、書記長、財政局長、中央執行委員（調査交渉（非現業担当））

- (2) 会議の下に幹事会を開催し、次のような労使関係者をもって構成する。

当局側：農林水産省

大臣官房秘書課長、同課人事調査官、同課調査官、同課課長補佐（管理班担当）

職員団体側：全農林労働組合中央本部

書記長、財政局長、中央執行委員（組織教宣）、中央執行委員（調査交渉（非現業担当））

第 4 会議

- (1) 会議は、労使共同により開催する。
- (2) 会議は、非公開とする。
- (3) 会議における審議の内容等については、会議終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

第 5 庶務

会議の庶務は、大臣官房政策課の協力を得て、大臣官房秘書課において処理する。

第 6 雑則

この規程によるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、労使協議の上、定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 17 日から施行する。